

特定非営利活動法人 日本臨床歯科医学会
認定医制度暫定規程

(目的)

第1条

本制度は、臨床歯科医学に関わる広い学識と高度な専門的技能を有する歯科医師の養成を図り、臨床歯科医療の発展と向上並びに国民の福祉に貢献することを目的とする。

(認定)

第2条

日本臨床歯科医学会（以下、「本会」という。）は、前条の目的を達成するため、日本臨床歯科医学会認定医（以下、「臨床歯科認定医」という。）、日本臨床歯科医学会指導医（以下、「臨床歯科指導医」という。）及び日本臨床歯科医学会基礎系指導医（者）（以下、「臨床歯科基礎系指導医（者）」という。）を認定し、認定証を交付する。

又本会指定研修施設（以下、「研修施設」という。）の認定を行い、認定証を交付する。

(認定医制度委員会)

第3条

認定医制度に必要な事項を審議するために認定医制度委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

第4条

委員会は、理事長が指名する指導医（以下、「委員」という。）若干名をもって構成する。

2委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし補欠委員については、前任者の残任期間とする。

3委員会委員長（以下、「委員長」という）は、理事長が指名する。

副委員長は、委員長が指名する。

第5条

委員会は、委員長が招集する。

4委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

議事は委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決す

るところによる。

第6条

委員会は、下記の業務を行う。

- (1) 臨床歯科認定医の資格審査及び更新資格審査
- (2) 臨床歯科指導医の資格審査及び更新資格審査
- (3) 臨床歯科基礎系指導医（者）の資格審査及び更新資格審査
- (4) 研修施設の資格審査及び更新資格審査
- (5) 認定医教育講座の開催
- (6) 研修施設の活動報告書及び事業計画書の審査
（臨床歯科認定医試験及び臨床歯科指導医試験並びに試験委員会）

第7条

臨床歯科認定医及び臨床歯科指導医の認定のため臨床歯科認定医試験及び臨床歯科指導医試験を実施する。

2 臨床歯科認定医試験及び臨床歯科指導医試験は試験委員会で行う。

3 試験委員会の構成並びに業務等については、別に定める。

（認定医の申請資格）

第8条

臨床歯科認定医を申請する者は、申請時に下記の各号全てに該当することを要する。

- (1) 日本国歯科医師の免許を有すること。
- (2) 日本歯科医師会会員であること。
- (3) 5年以上継続して本会会員であること。
- (4) 各支部日本臨床歯科医学会（以下、各支部）学術大会、本会学術大会およびサマーセミナーに合わせて10回以上参加していること。
- (5) 各支部学術大会、本会学術大会およびサマーセミナーに合わせて2回以上発表を行っていること。
- (6) 各支部会長の推薦が得られること。
- (7) 臨床歯科医学に関する論文を本会出版物又は委員会が認める国内および外国学会誌、雑誌に20編以上発表していること。単著書籍は20編に換算する。
- (8) 臨床歯科医学に関する講演を委員会が認める国内および外国にて20回以上発表していること。

(9) 前項にかかわらず、委員会が申請資格を有すると認めた者。

(研修施設及び研修)

第9条

研修施設は、臨床歯科医学の発展と臨床歯科医療の向上を目的に、研究及び臨床研修を行う施設とする。

第10条

研修施設は、下記の各号全てに該当することを要する。

(1) 研修施設には臨床歯科指導医が在籍していること。

(2) 歯科医師研修医制度における指導歯科医が在籍していること。

(3) 本会の定める臨床歯科カリキュラムに基づいて、臨床歯科認定医、臨床歯科指導医、臨床歯科基礎系指導医(者)及び委員会が認めた者によって定期的に講習が行われていること。

(4) 研修の実施に必要な設備を有していること。

第11条

研修施設は、臨床歯科に必要な診断と治療のための基本的な臨床技能を習得する講習及び臨床歯科に関する学識及び臨床技能を習得する研修を行う。

又研修施設に所属する者の臨床歯科に関する学識及び臨床技能の維持・向上に貢献しなければならない。

第12条

研修施設は、1年間の活動報告書及び次年度の事業計画書を委員会に提出しなければならない。

(指導医の申請資格)

第13条

臨床歯科指導医を申請する者は、臨床歯科認定医であって申請時に下記の各号全てに該当することを要する。

(1) 10年以上継続して本会会員であること。

(2) 各支部学術大会、本会学術大会およびサマーセミナーに合わせて直近の10年間に10回以上参加していること。

(3) 各支部学術大会、本会学術大会およびサマーセミナーに合わせて10回以上発表を行っていること。

(4) 各支部会長の推薦が得られること。

(5) 臨床歯科医学に関する論文を本会出版物又は委員会が認める国内および

外国学会誌、雑誌 に50編以上発表していること。単著書籍は20編に換算する。

(6) 臨床歯科医学に関する講演を委員会が認める国内および外国にて50回以上発表していること。

(7) ケースプレゼンテーション試験に合格していること。

(8) 前項にかかわらず、委員会が申請資格を有すると認めた者。

第14条

臨床歯科指導医は、下記の業務を行うことができる。

(1) 研修カリキュラムの作成

(2) 臨床歯科専門医及び研修施設に所属する歯科医師の指導

(3) その他、委員会が必要と認めた研修及び認定試験に関する事項

(臨床歯科基礎系指導医(者)の申請資格)

第15条

臨床歯科基礎系指導医(者)を申請する者は、本会の会員で下記の各号いずれかに該当することを要する。

(1) 歯科医師免許又は医師免許を有し、臨床歯科に関連する大学の基礎系研究分野に所属する教員で臨床歯科専門医資格を有さない者(臨床歯科基礎系指導医)。

(2) 上記以外の者で委員会が専門医制度運営に必要と認めた者(臨床歯科基礎系指導者)。

2 申請に際しては、各支部会長の推薦を必要とし、臨床歯科基礎系指導医の申請に際しては、臨床歯科に関連する業績(論文5編以上)を必要とする。

3 臨床歯科基礎系指導医(者)は、専門医教育講座の講師並びに研修施設における指導に当たることができる。

(臨床歯科専門医、臨床歯科指導医、臨床歯科基礎系指導医(者)及び研修施設の認定)

第16条

臨床歯科専門医及び臨床歯科指導医の認定は、委員会において資格審査及び認定試験結果をもとに総合的に判定し、その報告をもとに理事会の議を経て認定する。

2 臨床歯科基礎系指導医(者)及び研修施設の認定は、委員会の資格審査をもとに理事会の議を経て認定する。

(臨床歯科専門医、臨床歯科指導医、臨床歯科基礎系指導医(者)及び研修施設の認定証交付並びに氏名等の公表)

第17条

認定証は、登録料を納入し、登録申請書を提出した後、理事長から交付される。

2 認定証を交付された者の氏名又は研修施設名は、本会学会誌に掲載する

(臨床歯科認定医、臨床歯科指導医、臨床歯科基礎系指導医(者)及び研修施設の資格更新)

第18条

臨床歯科認定医、臨床歯科指導医、臨床歯科基礎系指導医(者)及び研修施設は、5年毎に資格の更新をしなければならない。

2 更新の可否は、更新申請書をもとに委員会において審議し、理事会の議を経て決定する。

(臨床歯科認定医、臨床歯科指導医、臨床歯科基礎系指導医(者)及び研修施設の資格喪失)

第19条

臨床歯科認定医、臨床歯科指導医、臨床歯科基礎系指導医(者)は、下記の各号のいずれかに該当する場合には委員会、理事会の議を経てその資格を失う。

- (1) 資格の辞退届を理事長宛に届け出たとき。
- (2) 歯科医師の免許取消又は歯科医業の停止処分を受けたとき。
- (3) 本会の会員の身分を失ったとき。
- (4) 臨床歯科認定医、臨床歯科指導医の資格の更新を怠ったとき。

第20条

研修施設は、下記の各号のいずれかに該当する場合には委員会、理事会の議を経てその資格を失う。

- (1) 研修施設の資格の辞退届を理事長宛に届け出たとき。
- (2) 研修施設の資格の更新を怠ったとき。
- (3) 研修施設に臨床歯科指導医が在籍しなくなったとき。

(補則)

第21条

この規程を改正する場合には、委員会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

2 この規程に定めるもののほか、認定医制度規程の実施に関し必要な事項は、

施行細則に定める。

(附則)

1. 暫定期間は、2025年3月31日までとする。